

プレスリリース  
(報道関係各位)



令和8年2月4日

## 在外選挙人証の記載誤りについて

日時：令和8年2月3日 9時40分頃

事案：国外転出された方に対して、申請に応じて発行している在外選挙人証において、衆議院小選挙区福岡県第8区と印字すべきところ、福岡県第7区と印字し交付したもの。

経緯：当該在外選挙人が、令和7年5月23日付で発行した在外選挙人証を持参し、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票のため、在外公館で投票したところ、小選挙区の投票において異なる投票区の候補者の氏名一覧を提示されたため発覚した。在外選挙人証の交付誤りは他1名あったが、投票の際に誤りに気づき、正しい選挙区を提示してもらい、投票を行った。

投票の取扱い等：

異なる投票区の候補者名が記入されていれば、無効票として取り扱う。

再発防止：

在外選挙人証については、選挙人からの申請に基づき、役場から在外公館にデータ送信し、在外公館において印字し選挙人に交付する仕組となっている。役場から在外公館へのデータの送信に当たっては、複数人でダブルチェックしたうえで、テストプリントし、送信するよう徹底するとともに、同様の事案が生じないよう一層の細心の注意を持って事務に従事いたします。

### 【本件に対するお問い合わせ】

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町選挙管理委員会（総務課 庶務法制係） 担当：阿部（あべ）

TEL：093-293-1234（直通） FAX：093-293-0806

E-mail：soumu@town.onga.lg.jp

遠賀町イメージキャラクター  
おんがっぴー

